

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の概要

飼料添加物「グアニジノ酢酸」については、現在、ブロイラーを対象とする飼料に限り使用が認められており、当該飼料中の含有量はグアニジノ酢酸として 0.06% 以下とされている。

今般、グアニジノ酢酸について、法第 3 条第 2 項の規定に基づき農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。（詳細な内容については、関連資料も併せて確認いただきたい。）

- ・ 省令別表第 1 の 1 の（1）に、グアニジノ酢酸の飼料中の含有量は、グアニジノ酢酸として 0.12% 以下でなければならない旨を規定する。
- ・ 省令別表第 1 の 1 の（2）に、グアニジノ酢酸を豚及び鶏（採卵鶏を除く。）を対象とする飼料以外の飼料に用いてはならない旨を規定する。

3 施行期日

公布の日